

交通事故などによってケガをしたときは？

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合、その医療費は原則として加害者が全額（10割）負担すべきです。しかし、すぐに加害者が負担できない場合は、組合員証を使用して医療機関を受診することが可能です（3割（又は2割）を窓口で負担）。この場合、残りの7割部分等は共済組合が立て替えることとなりますので、**必ず共済組合に連絡してください**。提出書類等を案内します。

※ 連絡がなくても、医療機関から届く診療報酬明細書（請求書）により共済組合が第三者加害行為を知った時点で、所属所へ確認を行い、書類を依頼します。

第三者加害行為の種類

第三者加害行為は、交通事故だけではありません。



交通事故以外にも組合員証を使用できない場合があるんだね！



示談について

示談で請求権の全部又は一部を放棄した場合、共済組合が立て替えた医療費（7割部分等）を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は、組合員に請求することもありますので、示談する前に**必ず共済組合に連絡してください**。

共済組合に連絡せずに示談を進めると、7割部分等の請求についてトラブルになりやすいんだね。必ず連絡しよう！

